

教育・保育の提供区域の設定について

1 教育・保育提供区域とは

【子ども・子育て支援法第61条第2項(抜粋)】

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針より抜粋】

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「市町村が定める区域」を定める必要がある。

また、市町村子ども・子育て支援事業計画では、「市町村が定める区域」ごとに、「教育・保育」、「地域型保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」の、「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載することとされている。



「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域(以下、「区域」)」を設定することが必要

- 地域の実情に応じて、保護者や子どもが容易に移動可能な区域を設定する。
- 教育・保育や地域の子育て支援について、設定した区域ごとに、計画において、需要の指標となる量の見込みと供給の指標となる確保方策の両者のバランスを見ていく。
- 提供区域＝事業実施単位ではないため、仮に中学校区を教育・保育提供区域とした場合でも、小学校区ごとに事業を実施してもよい。
- 各区域の中に、供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則認可しなければならない。

2 区域設定にあたり留意すべきポイント

ポイント① 事業量の調整単位として適切か

- 区域内の児童数や施設数は適切な規模か。
- 区域ごとに事業量の見込みが算出可能か。
- 区域ごとに不足分の確保策を打ち出せるか。

ポイント② 事業の利用実態を反映しているか

- 保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能か。
- 設定した区域内で事業の確保が可能か。
- 現在の事業の市の考え方とマッチしているか。

3 教育・保育提供区域の運用イメージ

【記載する区域毎の内容のイメージ】

量の見込み・確保内容・実施時期 イメージ		1年目			2年目			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	
A 区 域	①量の見込み（保育利用定員総数）	300人	200人	200人	300人	200人	200人	
	②確保 の内容	認定こども園・幼稚園・ 保育所（教育・保育施設）	300人	200人	80人	300人	200人	100人
		地域型保育事業			0人			20人
	②-①	0人	0人	▲120人	0人	0人	▲80人	

⇒
同様に
5年間
分を記
載

○設定した区域ごとに、設定区分に応じた各年度の教育・保育事業必要量の見込みと確保内容（（「いつ」・「どの施設・事業で」・「どのくらいの」提供を行っていくのか）を、明記する。

4 本市の区域の考え方

【設定範囲によるメリット・デメリット】

圏域	メリット	デメリット
小地域	<ul style="list-style-type: none"> ・「学区」に沿っており、子育て世代にとって馴染みやすい ・きめ細かいニーズが見れる 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務地等の都合で居住エリア以外の施設・事業を希望するニーズを吸収できない ・一時的な需要の増減に左右されやすい ・必要以上に施設・事業を整備することになり、施設整備が非効率となりやすい
広域	<ul style="list-style-type: none"> ・需給調整の柔軟性が高く、利用調整が容易 ・勤務地等の都合で居住エリア以外の施設・事業を希望するニーズを吸収できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・大まかにしか需給の検証ができず、地域性が考慮できない ・利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺にない場合もある

【区域設定の考え方】

- 教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、需要動向の把握や施設整備などを円滑に進めるためには、区域としてある程度広い範囲を考慮していく必要がある。
- 現在、市内の保育所は4月1日現在、待機児童はいない状態ではあるが、年度末の待機児童の状況、保育に対するニーズの高まりなどを踏まえて、今後の保育ニーズに対応していくには、ある程度の広域での調整を図っていくことが求められる。
- これらの理由から、特定教育・保育施設事業の提供区域としては、圏域に一定の広域性を確保することを基本とした上で、ニーズ調査結果等に基づき見込み量や確保策を考慮しながら、3圏域程度に区分し、妥当性をみていくものとする。
- また、一時預かり事業などの地域子ども・子育て支援事業については、それぞれのニーズの総量や現状の提供状況を勘案し、一定の広域性をもった提供区域を基本とする。
ただし、放課後児童クラブについては、各小学校を提供区域の基本単位として考える。

【地域子ども・子育て支援事業の区域設定の想定】

事業	区域設定
①利用者支援	全市
②地域子育て支援拠点事業	圏域の設定
③妊婦健診	全市
④乳児家庭全戸訪問事業	全市
⑤養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	全市
⑥子育て短期支援事業	全市
⑦ファミリー・サポート・センター事業	全市
⑧一時預かり	圏域の設定
⑨延長保育事業	圏域の設定
⑩病児・病後児保育事業	全市
⑪放課後児童クラブ	小学校区
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	全市
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	全市